



茨城県にある日本で最も若く小さな盲導犬育成団体

国家公安委員会指定／一般財団法人



いばらき盲導犬協会

いばらき盲導犬協会では、毎月少額のご支援をお願いしています！

月々 500円～で、盲導犬の
育成パートナーになりませんか？



しばしば誤解されがちですが、盲導犬の育成資金のほとんどは、行政ではなく民間の、皆さまからの善意の寄付と募金です。その中でも、街頭募金活動でいただく募金は大きな割合を占めています。しかし、キャッシュレス化などの時代の流れで、街頭募金を補う新しい支援の形が必要になっています。



いばらき盲導犬協会では、毎月少額のご寄付で盲導犬の育成を支援してくださる「育成パートナー」の募集をはじめました。街頭募金のようにご無理のない範囲で寄付をしていただけますし、街頭募金にはないメリットもあります：

- ◆ ご支援を募る趣旨を文章で詳しく説明していますので、お申し込みの前に時間をかけてご検討いただけます。その場での即決を求められる街頭募金にはないメリットです。
- ◆ 街頭募金では多くの方々とその場限りになってしまいますが、この制度では支援者の方々と常に「パートナーシップ」を保てるため、定期・不定期の活動報告を通してご支援が有効に使われていることをお伝えできます。
- ◆ ご支援いただく私たちも、常にパートナーの方々を意識し、襟を正して業務にあたることができます。



↑プロジェクトページ↑

お礼としてパートナー専用のリターンをご用意しています。プロジェクトの詳細やお申し込みは左のQRコードからプロジェクトページをご覧ください。



いばらき盲導犬協会 レディーフォー





◆ 松井 進 様（公務員）

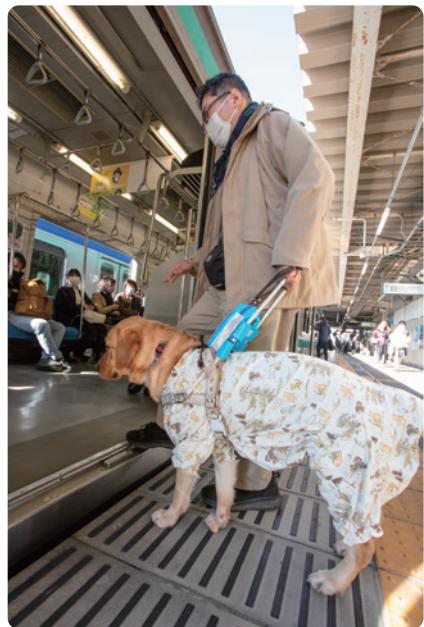
自分が見えないということは、いろいろな意味でハンディーがあります。その中でも顕著なのが移動の問題です。人は情報の80%以上を視覚を通じて得ていると言われるほどですから、見えない状態での外出は、何時も危険との隣り合わせです。視覚を失った状態では、歩くことへの恐怖心から外出できなくなってしまう方が多くおられます。しかし盲導犬という信頼できるパートナーと一緒にあれば、お互いに協力することで、その恐怖心からは少し解き放たれ、社会参加することができます。

私は現在片道1時間半ほどかけて、盲導犬と一緒に電車通勤をしています。平日は仕事、休日は勉強会に参加したり、外食をしたり、映画に行ったり、時には旅行や出張に出かけたりと、忙しく生活しています。このように自由に社会参加ができるのも、忙しい毎日にも関わらず、不平不満をいうことなく、常に支えてくれる盲導犬の存在があってこそです。

◆ 村上 真理子 様（フルート演奏家）

弱視の私は、以前は階段を下りることが怖くて、一人で外出できませんでした。でも、盲導犬と一緒にならハーネスを持つ手で段差が感じられ、軽やかに階段を下りることができます。積極的に楽しく、一人で外出できるようになりました。フルートで演奏活動もいますが、演奏中、私の盲導犬はステージ上で気持ち良さそうにスヤスヤ……。お客様の人気者です！この子がいると、周りの人も気軽に声を掛けて、助けてくれます。盲導犬を介して、たくさんの人とのつながりも広がりました。

私にとって、盲導犬は人生最高のパートナー。皆様のご支援・ご協力に感謝しながら、これからもこの子と楽しく前を向いて歩いていきたいです。



盲導犬と電車に乗り込む松井氏。盲導犬が知らせた段差の存在を、足で確かめています

◆ 個人の皆さんへ

長いご支援をお願いしておりますので、日々の生活の中で常に当会の盲導犬育成事業とのパートナーシップを感じていただけるよう、オリジナルの缶マグネットをお礼としてご用意いたしました。ちょっとしたメモなどを冷蔵庫やホワイトボードに貼り付ける時に使えます。また、定期・不定期に活動報告をさせていただきます。

コース：500円 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 5,000円 | 7,000円 | 10,000円／月

◆ 企業・団体の皆さんへ

当会のホームページ内に特設ページを設け、お名前とロゴを掲載することで当会の盲導犬育成事業とのパートナーシップをPRさせていただきます（希望制）。毎年の領収書や感謝状、PR用の素材の提供等についても個別にご要望を承りますので、お気軽にお問い合わせください。

コース：2,000円 | 3,000円 | 5,000円 | 7,000円 | 10,000円／月

◆ 税制優遇（控除）につきまして（お申し込みの前にご確認ください）

毎月のご支援は、一般財団法人いばらき盲導犬協会へのご寄付として受領いたします。

個人の場合：公益財団法人への寄付とは異なり、所得税の申告時に寄付金控除がありませんのでご注意ください。

法人の場合：寄付金を損金算入することができます。損金算入限度額は各法人様の資本金や所得によって異なりますので、経理担当者様や税理士様等へご相談ください。

オリジナル缶マグネットの試作デザイン →



プロジェクトページはこちら →

[https://readyfor.jp/projects/
ibaraki-guidedog-monthly](https://readyfor.jp/projects/ibaraki-guidedog-monthly)

